

# 山梨県公報

号外第八十号

平成二十三年

十月十七日

月 曜 日

## 目次

### 規 則

- 一 山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………五
- 二 山梨県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………五
- 三 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………五
- 四 山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則を廃止する等の規則……………八

## 規 則

### 山梨県規則第二十八号

山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二章第一節中第二十条の前に次の七条を加える。

(寄附金の範囲)

第十九条の八 条例第二十二條の二第一項第三号に規定する規則で定める寄附金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 条例第二十二條の二第一項第三号イの寄附金 次に掲げる全ての要件に該当する法人又は団体(以下この条から第十九條の十四までにおいて「法人等」という。)であつて、知事が指定したものに對するもの

- イ 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八條第二項第一号若しくは第三号に掲げる寄附金又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一條の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の対象とな

る法人等(以下「所得税法等の寄附金控除対象法人等」という。)であること。  
ロ 法人等の主たる目的である業務(県民の福祉の増進に寄与するものに限る。)を現に行つていないこと。

ハ 社会的な信用を著しく損なう行為を行つていないこと。

ニ 八の要件に該当しなくなつたことを理由として第十九條の十二第一項の規定により指定を取り消されたときは、その取消しの日から五年を経過してゐること。

- 二 条例第二十二條の二第一項第三号ロの金銭 次に掲げる全ての要件に該当する公益信託であつて、知事が指定したものの信託財産とするために支出したもののイ 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百七條の二第三項に規定する特定公益信託であること。  
ロ その目的達成のために行われる行為が県民の福祉の増進に寄与するものであること。

三 条例第二十二條の二第一項第三号ハの寄附金 次に掲げる全ての要件に該当する法人等であつて、知事が指定したものに對するもの(県内の事務所又は事業所において収納されたものに限る。)

イ 県内に事務所又は事業所を有すること。

ロ 所得税法等の寄附金控除対象法人等であること。

ハ 法人等の主たる目的である業務(県民の福祉の増進に寄与するものに限る。)を現に行つていないこと。

ニ 社会的な信用を著しく損なう行為を行つていないこと。

ホ 二の要件に該当しなくなつたことを理由として第十九條の十二第三項の規定により指定を取り消されたときは、その取消しの日から五年を経過してゐること。

(第十九條の八第三号の規定による指定の申請)

第十九條の九 前條第三号の規定による指定を受けようとする法人等は、指定を受けようとする日の属する年の十月三十一日までに個人県民税寄附金税額控除法人等指定申請書(第三十九号様式の二)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならぬ。

- 一 所得税法等の寄附金控除対象法人等であることを証する書類
- 二 定款及び登記事項証明書(これらに準ずる書類を含む。)
- 三 県内に事務所又は事業所を有することを証する書類
- 四 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらに準ずる書類を含む。)

五 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書（これらに準ずる書類を含む。）

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による指定の申請が前条第一項第三号に掲げる要件の全てに該当すると認めるときは、同号の規定による指定をするものとする。

（指定の告示）

**第十九条の十** 知事は、第十九条の八各号の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 指定年月日

二 法人等の名称（公益信託にあつては、公益信託の名称及び受託者の氏名又は名称）

三 法人等の主たる事務所又は事業所の所在地（公益信託にあつては受託者の住所又は所在地、県外に主たる事務所又は事業所を有する法人等にあつては第十九条の八第三号イの事務所又は事業所の所在地）

2 知事は、前項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を告示するものとする。

（指定の効力）

**第十九条の十一** 第十九条の八各号の規定による指定は、指定の日の属する年の一月一日（当該指定の日の属する年の中途に設立された法人等又は効力を生じた公益信託にあつては、当該法人等の設立の日又は当該公益信託に係る信託契約の締結の日）に遡つてその効力を生ずる。

（指定の取消し）

**第十九条の十二** 知事は、第十九条の八第一号の規定による指定をした法人等が同号ロ又は八に掲げる要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該法人等の指定を取り消すことができる。

2 知事は、第十九条の八第二号の規定による指定をした公益信託が同号ロに掲げる要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該公益信託の指定を取り消すことができる。

3 知事は、第十九条の八第三号の規定による指定をした法人等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該法人等の指定を取り消すことができる。

一 第十九条の八第三号イ、八及び二に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたとき。

二 正当な理由なく第十九条の十四第一項（同項第二号に該当する場合に限る。）又は第二項の規定による届出を行わなかつたとき。

三 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

4 知事は、前三項の規定による指定の取消しをしたときは、当該取消しを受けた法人等（公益信託にあつては、受託者）にその旨を通知するものとする。

5 知事は、第一項から第三項までの規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

（指定の失効）

**第十九条の十三** 第十九条の八各号の規定による指定は、次の各号のいずれかに該当したときは、その効力を失つ。

一 第十九条の八第一号又は第三号の規定による指定を受けた法人等が所得税法等の寄附金控除対象法人等に該当しなくなつたとき。

二 第十九条の八第二号の規定による指定を受けた公益信託が所得税法施行令第二百七条の二第三項に規定する特定公益信託に該当しなくなつたとき。

三 前条第一項から第三項までの規定により指定が取り消されたとき。

**第十九条の十四** 第十九条の八第三号の規定による指定を受けた法人等が次の各号のいずれかに該当したときは、三十日以内に個人県民税寄附金税額控除法人等届出書（第三十九号様式の三）にその事実を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 法人等が第十九条の八第三号イから二までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたとき。

二 第十九条の十第二号又は第三号に掲げる事項に変更が生じたとき。

2 第十九条の八第三号の規定による指定を受けた法人等は、毎事業年度終了後四月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 前事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらに準ずる書類を含む。）

二 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書（これらに準ずる書類を含む。）  
第二十一条の三第一項第二号中「昭和四十年法律第三十三号」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

附則第八項を第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

8 知事は、条例附則第十二条の五第二項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。  
第三十九号様式の次に次の二様式を加える。

第39号様式の2 (第19条の9関係)

個人県民税寄附金税額控除法人等指定申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
 名称  
 代表者氏名 印

山梨県県税条例施行規則第19条の9第1項の規定により、次のとおり申請します。

山梨県内に有する事務所又は事業所の所在地及び名称（複数ある場合は、全てを記入）	所在地 名称
	所在地 名称
	所在地 名称
所得税法等に掲げる寄附金控除の根拠条文（該当する条文の□にレ印を記入すること。）	<input type="checkbox"/> 所得税法第78条第2項第2号 <input type="checkbox"/> 所得税法第78条第2項第3号 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第41条の18の2第2項
法人等の主たる目的である業務（県民の福祉の増進に寄与するものに限る。）の概要	
社会的な信用を著しく損なう行為を行っていないことの誓約（誓約する場合は、□にレ印を記入すること。）	<input type="checkbox"/> 山梨県県税条例施行規則第19条の8第3号ニに掲げる要件に該当する法人等であることを誓約します。
添付書類（提出する様式の□にレ印を記入すること。）	<input type="checkbox"/> 所得税法等の寄附金控除対象法人等であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 定款及び登記事項証明書（これらに準ずる書類を含む。） <input type="checkbox"/> 山梨県内に事務所又は事業所を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらに準ずる書類を含む。） <input type="checkbox"/> 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書（これらに準ずる書類を含む。）

個人県民税寄附金税額控除法人等届出書		
		年 月 日
山梨県知事 殿		
		所在地 名称 代表者氏名 印
山梨県県税条例施行規則第19条の14第1項の規定により、届け出ます。		
届出事由（該当する項目に○印を記入すること。）	<p>1 法人等が第19条の8第3号に掲げる次の要件に該当しなくなつたため</p> <p>ア 山梨県内に事務所又は事業所を有すること。</p> <p>イ 所得税法等の寄附金控除対象法人等であること。</p> <p>ウ 法人等の主たる目的である業務（県民の福祉の増進に寄与するものに限る。）を現に行つていること。</p> <p>エ 社会的な信用を著しく損なう行為を行つていないこと。</p> <p>2 第19条の10第1項第2号又は第3号に掲げる次の事項に変更が生じたため</p> <p>ア 法人等の名称</p> <p>イ 山梨県内に有する事務所又は事業所の所在地</p>	
届出事由発生日	年 月 日	
○届出事由1のイに該当する場合 ・法人等が所得税法等の寄附金控除対象法人等に該当しなくなつた理由		
○届出事由2のアに該当する場合 ・法人等の名称	変更後	変更前
○届出事由2のイに該当する場合 ・山梨県内に有する事務所又は事業所の所在地	変更後	変更前



第五十七号様式中「昭和三十八年度」を「昭和三十九年度」に改める。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

**第二条** 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表税務課の項第二号に次のように加える。

5	附則第十二条の五第二項の規定による路線の指定			
---	------------------------	--	--	--

別表第二の三の表税務課の項第三号に次のように加える。

3	第十九条の八各号の規定による法人等及び公益信託の指定			
4	第十九条の十二第一項から第三項までの規定による法人等及び公益信託の指定の取消し			

**附則**

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第八項を附則第九項とし、附則第七項の次に一項を加える改正規定及び第一条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条による改正後の山梨県税条例施行規則第十九条の八各号の規定による指定、第十九条の九の規定による指定の申請、第十九条の十の規定による指定の告示、第十九条の十二第一項から第三項までの規定による指定の取消し、同条第四項の規定による通知及び同条第五項の規定による告示並びに第十九条の十四の規定による届出は、この規則の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。この場合において、知事が法人等又は公益信託の指定をしたときは、指定をした日の属する年の一月一日(当該指定の日の属する年の中途に設立された法人等又は効力を生じた公益信託にあつては、当該法人等の設立の日又は当該公益信託に係る信託契約の締結の日)に遡ってその効力を生ずるものとする。

3 この規則の公布の日から平成二十四年三月三十一日までの間における山梨県事務決裁規則別表第二の三の表税務課の項第三号3及び4の規定の適用については、同号3中「第十九条の八各号」とあるのは、「山梨県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則(平成二十三年山梨県規則第二十八号)附則第二項の規定に

よりその例によることとされる第十九条の八各号」と、同号4中「第十九条の十二第一項から第三項まで」とあるのは、「山梨県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則(平成二十三年山梨県規則第二十八号)附則第二項の規定によりその例によることとされる第十九条の十二第一項から第三項まで」とする。

**山梨県規則第二十九号**

山梨県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県医師修学資金貸与条例施行規則(平成十九年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第三十号**

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を次のように改める。

2 条例第三十七條の規定によるばい煙の濃度等の測定、その結果の記録及びその記録の保存は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 ばい煙に係る特定施設 第八条の規制基準に定められた事項について、次に掲げるところにより行うものとする。

イ ばい煙濃度の測定は、次に掲げるばい煙の区分に応じ、それぞれ次に定める測定方法により、年一回以上行うこと。

- (1) ばいじん 別表第四の二の1の(二)の備考に掲げる測定方法
- (2) 塩化水素 別表第四の二の1の(三)の備考において準用する同表の1の(三)

の備考2及び3に掲げる測定方法

ロ イの測定の結果は、ばい煙測定記録表(第十二号様式)に記録すること。ただし、計量法(平成四年法律第五十一号)第百七条の登録を受けた者(次項第二号において「計量証明事業者」という。)から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第百十条の二の証明書(八並びに次項第二号及び第三号において「計量証明書」という。)の交付を受けた場合は、当該計量証明書の記載をもつて、ばい煙測定記録表への記録に代えることができる。

ハ ロの記録(計量証明書を含む。)は、三年間保存すること。

二 ばい煙に係る指定工場に設置された施設で大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項のばい煙発生施設に該当するもの 大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)の例により行うものとする。

3 条例第三十七条の規定による汚水の濃度の測定、その結果の記録及びその記録の保存は、汚水に係る指定工場又は汚水に係る特定施設を設置する工場等から排出される汚水を対象とし、第八条の規制基準に定められた事項について、次に掲げるところにより行うものとする。ただし、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第六項の特定事業場から排出される汚水については、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号)第九条の例により行うものとする。

一 汚水の濃度の測定は、第八条の規制基準に定められた事項のうち、第一号様式の備考2、第二号様式の備考2、第三号様式の備考2、第五号様式の備考2及び第六号様式の備考2において使用することとされている第一号様式の別紙二 一に記載されている事項については年一回以上、その他のものについては必要に応じて、別表第四の一の2の(一)の備考1(同表の一の2の(二)の備考1並びに同表の二の3の(一)及び(二)の備考1において準用する場合を含む。)に掲げる検定方法により行うこと。この場合において、測定のための試料は、測定しようとする汚水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取するものとする。

二 前号の測定の結果は、汚水測定記録表(第十三号様式)に記録すること。ただし、計量証明事業者から当該測定に係る採水者、分析者及び測定項目の欄に記録すべき事項について証明する旨を記載した計量証明書の交付を受けた場合(計量法第百七条ただし書に規定する者から計量証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。)は、当該事項の汚水測定記録表への記録を省略することができる。

三 前号の記録(前号ただし書に規定する場合にあつては、計量証明書又はこれに相当する書面を含む。)は、第一号の測定に伴い作成した資料とともに三年間保存すること。

第二十四条第二項中「(昭和四十三年法律第九十七号)」を削る。

別表第二の備考2中「(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第三項」を「第二条第六項」に改める。

別表第四の一の1の(一)の備考二中「規格K二五四一」を「規格K二五四一 一から二五四一 七まで」に、「規格Z八七六二又は規格Z八七六三」を「規格Z八七六一 一から八七六二 四まで」に改め、同表の一の1の(二)中「(昭和四十六年省令第一号)」を削り、同表の一の1の(二)に次の備考を加える。

備考 大気汚染防止法施行規則別表第二の第五欄に掲げるばいじんの量は、同表の備考に掲げる方法により算出されたばいじんの量とする。

別表第四の一の1の(二)の備考1を次のように改める。

1 この表に掲げるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = (9 / (21 \cdot Os)) \cdot Cs$$

この式において、C、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量(単位 グラム)

Os 排出ガス中の酸素の濃度(単位 百分率)

Cs 規格Z八八〇八に定める方法により測定されたばいじんの量(単位 グラム)

別表第四の一の1の(二)の備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 この表に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

別表第六の備考一中「(昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号)」を削る。  
第十二号様式を次のように改める。

ばい煙測定記録表

測定年月日及 び (開始時刻～ 終了時刻)	測定者 の氏名	測定所 測 管	測定方 測 法	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)		硫黄酸化物 の量 (Nm <sup>3</sup> /h)		硫黄酸化物 の濃度 (ppm)		ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )		塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )		備考
				平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	

備考

- 1 排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 2 ばいじん及び塩化水素の各欄は、酸素換算した値を記載すること。
- 3 備考の欄は、ばいじん及び塩化水素について、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

附則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、別表第四の一の1の(一)の備考二の改正規定及び同表の一の1の(二)に備考を加える改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十一号

山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則を廃止する等の規則を次のように定める。

平成二十三年十月十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則を廃止する等の規則

(山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の廃止)

第一条 山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成十三年山梨県規則第八十五号)は、廃止する。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の九の表建築住宅課の項第十九号を次のように改める。

十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律	1 第七条第一項の規定による登録			
(平成十三年法律第二十六号)の施行に関する事務	2 第八条第一項の規定による登録の拒否			
	3 第九条第三項の規定による登録事項の変更登録			
	4 第十三条第一項の規定による登録の抹消			
	5 第二十四条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査			
	6 第二十五条第一項の規定による登録事項の訂正申請の指示			

7 第二十五条第二項の規定による登録基準に適合させるための措置の指示				
8 第二十五条第三項の規定による是正措置の指示				
9 第二十六条第一項及び第二項の規定による登録の取消し				
10 第二十七条第一項の規定による登録の取消し				
11 第二十八条第一項の規定による指定登録機関の指定				
12 第三十五条の規定による監督命令				
13 第三十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査				
14 第三十七条第一項の規定による登録事務の休止及び廃止の許可				
15 第三十八条第一項の規定による指定の取消し				
16 第三十八条第二項の規定による指定の取消し及び登録事務の停止命令				
17 第五十一条第一項の規定による公営住宅の使用の許可				
18 第五十四条(第五十六条第一項)において				



19 第五十八条第一項の規定による終身建物賃貸借の解約の申入れの承認	20 第六十五条の規定による指導及び助言	21 第六十六条の規定による報告の徴収	22 第六十七条第三項の規定による認可事業者の地位の承継の承認	23 第六十八条の規定による改善命令	24 第六十九条第一項の規定による事業の認可の取消し

別表第二の九の表建築住宅課の項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

この規則は、平成二十三年十月二十日から施行する。

附則

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番